

一般社団法人日本救急看護学会 学会雑誌への論文投稿および学会雑誌掲載論文の 利益相反の申告と開示について

2018年4月15日理事会承認

このたび、一般社団法人日本救急看護学会では、「日本救急看護学会における利益相反(COI)に関する指針」とその「細則」が策定されました。この指針と細則に従い、本学会雑誌への論文投稿に際しては、筆頭著者および共著者全員について、当該論文に関わる利益相反(以下、COI)状態を自己申告していただくことが必要となりました。

以下に、その具体的な内容、方法について示します。

1. 論文に関する利益相反の申告と対象者

1) 利益相反の申告

当該論文に関わる COI 状態を投稿時に本会事務局を通じて代表理事に申告(事務所に書類を郵送)してください。また、論文内に「利益相反」の欄を設けて記載してください。

2) 対象者

対象者は、筆頭著者および共著者全員です。

2. 申告内容

申告内容は、「日本救急看護学会における利益相反(COI)に関する指針」の【4. 申告すべき事項】、および『「日本救急看護学会における利益相反に関する指針」の細則』の【(発表・講演等における届出および届出事項の公開)第2条第3項】に示される COI に関する事項です。

当該論文における COI 状態について、投稿時から遡って過去1年以内における当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関する利益相反について申告して下さい。本学会において自己申告が必要な事項と金額を下記のように定めます。

職員・顧問職	自己申告する者が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体への職員、顧問職としての就任の有無と該当する企業・団体名。
報酬・特許使用料など	当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から、年間100万円以上の顧問職の報酬および特許使用料等を受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
株式等配当、株式・出資金等持ち分	自己申告する者が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体の株式等で得られた利益(配当等)が年間100万円以上ある場合、あるいは当該企業の全株式の5%以上を保有している場合の有無と該当する企業・団体名。

講演料	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から、50万円以上の講演料を受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
原稿料	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から原稿料として100万円以上受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
受託研究費 (治験)	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から200万円以上の受託研究費(治験)・寄付金等を受け取った場合の有無、および該当する企業・団体名、研究機関、支払予定時期(これは当該論文に関連しない研究も含まれます)。
研究助成金 (寄付金)	
専門的証言・ 助言等の報酬	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から100万円以上の専門的証言・助言等への報酬として受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。
贈答品等	自己申告する者および自己申告する者と生計を一にする親族が、当該論文に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体から、10万円以上の贈答品等を受け取った場合の有無と該当する企業・団体名。

(※本申告書は、申告の日から2年間保管されます)

3. 申告方法

本学会での投稿論文に際しては、一般社団法人日本救急看護学会ポータルサイトより、【様式2 本会の学会誌等で発表を行う著者の利益相反(COI)申告書】をダウンロードし、著者全員分について、記載・押印後に事務所までご送付下さい。10月21日以降の新規投稿は、オンライン投稿査読システム(ScholarOne Manuscripts)からとなります。同様に申告書を記載・押印して頂きましたら、PDF化して、当該論文とともによりアップロードしてください。オンラインシステムからアップロードされる場合は、申告書の原本を提出する必要はありません。但しPDF作成が困難な場合は、記載・押印された申告書の原本を事務所に郵送してください。

4. COI自己申告に関する編集委員会への報告

アップロードされた【様式2 本会の学会誌等で発表を行う著者の利益相反(COI)申告書】は事務所担当者が確認し、代表理事に報告します。編集委員会は、自己申告がなされた事実のみ事務所より報告を受けますので、COIの確認と査読は並行して行われます。

5. COIに関する疑義が生じた場合の編集委員会の対応

編集委員会は、「日本救急看護学会における利益相反(COI)に関する指針」に反するとの疑義が生じた場合、以下のように対応します。

【掲載前の論文】

